

コーポレート・ガバナンスの強化

ファミリーマートは、事業の持続的な発展と企業価値のさらなる向上のために、グループ全体でコーポレート・ガバナンスを強化し、経営の透明性・健全性の確保に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が企業価値の向上につながるとの考えに基づき、透明度の高い経営システムの構築を図ることが重要と考えています。そのためには、法令遵守（コンプライアンス）体制ならびに業務の適正を確保するための体制を構築し、その上で情報開示（ディスクロージャー）を行い説明責任（アカウンタビリティ）を果たしていくことが、コーポレート・ガバナンスを確保することになると考えています。

コーポレート・ガバナンスの概要(2019年8月1日時点)

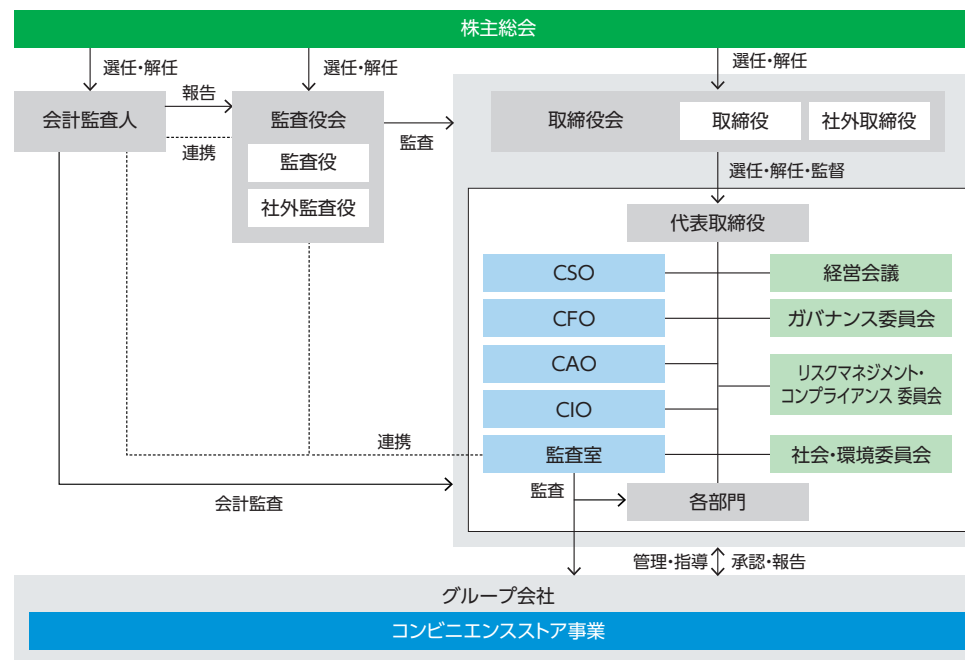
機関設計の形態	取締役会・監査役（監査役会）設置会社
執行役員制度の採用	有
取締役会の議長	代表取締役会長
取締役 人数	12名（うち、社外取締役3名）
任期	1年（社外取締役も同様）
取締役会開催状況*	開催回数：21回 出席率：98.1%
監査役 人数	6名（社外4名）
任期	4年（社外監査役も同様）
監査役会開催状況*	開催回数：12回 出席率：98.5%
独立役員 人数	6名

※は2018年度の実績

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役（監査役会）設置会社として、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保しています。この監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性を強化・向上させることを目的に、独立性の高い社外取締役を選任しています。社外取締役を含む取締役会と社外監査役が過半を占める監査役会を基礎とした現状の企業統治体制は、当社が構築すべきと考えている透明度の高い経営システムの構築に合致したものであると考えています。

コーポレート・ガバナンス体制図(2019年8月1日時点)



主要な委員会(代表取締役社長の諮問機関)の概要

ガバナンス委員会

- 委員長：取締役専務執行役員
- 委員人数：4名
- 概要・目的：グループ全体の内部統制システムの整備・運用状況の審議
- 2018年度の開催状況：2回

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

- 委員長：取締役専務執行役員
- 委員人数：12名
- 概要・目的：グループ全体のリスク管理およびコンプライアンスに関する活動を横断的に統括
- 2018年度の開催状況：4回

社会・環境委員会

- 委員長：取締役専務執行役員
- 委員人数：6名
- 概要・目的：グループ全体のCSRおよびサステナビリティに関する活動を横断的に統括
- 2018年度の開催状況：1回

CSO：最高戦略責任者
CFO：最高財務責任者
CAO：最高総務責任者
CIO：最高情報責任者

コーポレート・ガバナンスの強化

取締役会

取締役会は12名の取締役（うち3名は社外取締役）と6名の監査役（うち4名は社外監査役）で構成し、原則として毎月1回取締役会を開催し、会社の重要な業務執行の決定と職務の監督を行っています。また、迅速な意思決定・業務執行を強化するため執行役員制を採用し、取締役会の決議によって選任・業務分担し、担当業務を執行しています。（2019年8月1日時点）

2018年度の実効性評価の主な審議事項

- 伊藤忠商事（株）の完全子会社による当社株式公開買付けに対する意見表明について
- 取締役会実効性評価
- コーポレートガバナンス・コード改訂への対応方針
- 政策保有株式の保有意義の検証
- ユニー（株）関連株式売却について
- 災害対応の強化

取締役会の実効性評価

当社では、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、取締役会の実効性に関する評価を行っています。その結果、すべての質問項目について「適切」「一応適切」であるとの評価が大半を占め、当社の取締役会は概ね適切に機能し、実効性が確保されていることを確認しました。

なお、前年度の評価で課題が指摘された、取締役会の開催スケジュール、提供される資料の内容等については、取締役会運営の充実・見直しを進め、前年度の調査と比較し、改善

が図られていることを確認しました。一方で、取締役会の構成（取締役の人数、社外取締役の割合）、取締役会の議題内容の充実（代表取締役の後継者計画、経営陣幹部の選解任等）について課題が指摘され、改善と見直しに向けた検討をしていきます。当社取締役会においては、今回の評価も参考に実効性の向上を図っていきます。

取締役会の実効性評価の要領

対象者	各年3月1日時点で現任の全取締役および全監査役	
実施方法	対象者に対するアンケート調査 (回答は無記名方式)	
質問内容	1. 取締役会の構成 2. 取締役会の運営 3. 取締役会の議題 4. 取締役会を支える体制	左記項目について、 4段階での評価、コメントを実施。
評価方法	全取締役・監査役が取締役会の実効性評価に関する質問票に回答し、その回答の集計結果に基づき、取締役会において分析・評価を実施	

監査役会

監査役会は、6名の監査役（うち社外監査役4名）で構成され、2018年度においては13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。監査役会の職務を補助するため、監査役会事務局に専任の従業員を2名置いています。（2019年8月1日時点）

監査役会において定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会、常勤監査役が経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会その他重要な会議へ出席し、また重要な決裁書

類等の閲覧、代表取締役との定期会合（月1回）等により、監査の実効性の向上を図っています。その他、内部情報提供制度等の状況について報告を受け、また、監査室とは、定期会合（月1回）を設け情報交換・監査結果の報告等を受けています。さらに、会計監査人とは、会計監査の状況、子会社の監査結果等の報告を受ける機会を設け、重要課題等について意見交換を行っています。

グループ会社の監査役とは、グループ監査役連絡会を定期的に開催し、研修や議論を通じて監査方針等の情報共有やグループ内部統制の徹底を図っています。

グループ会社管理体制

当社からグループ各社への取締役および監査役の派遣、関係会社管理規程に基づく経営管理および経営指導を行っています。

また、関係会社管理規程において当社の事前承諾を要する事項、当社への報告事項を定め、子会社の重要事項について当社取締役会、経営会議等において審議しています。

リスク管理面においては、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の設置やコンプライアンス教育の実施等、グループ会社ごとに取り組んでおり、当社はそれらの状況に応じ、コンプライアンス・リスクマネジメント等の教育・研修の実施、研修資料の提供を行っているほか、関連規程や体制の整備について助言・指導を行い、グループ会社を含めた内部統制の推進を図っています。